

## 会議録

会議の名称	平成28年度 第2回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成29年1月31日（火） 午後7時00分から9時00分まで
開催場所	保険福祉総合センター 6階 講座室Ⅱ
出席者	委員：吉岡座長、芹副座長、市村委員、岩澤委員、小畑委員、折田委員、税所委員、佐藤委員、鈴木委員、中村委員、平塚委員、藤池委員、宮川委員、矢野委員（欠席：鶴田委員） 事務局：高齢者支援課介護保険担当課長以下4名、生活福祉課調整係2名
議題	1 前回会議録の確認について 2 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について 3 西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 4 その他
会議資料の名称	配布資料 前回会議録 資料1 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について 資料2 西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 参考資料1 自己点検シート 参考資料2 福祉サービス第三者評価結果概要 当日配布資料 参考資料3 指定更新事業所に関する図面等 フレイル予防講演会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>1 開会</u> ○座長： 定足数に達しているので、会議を開催する。事務局から資料の確認をお願いします。</p> <p><u>2 議題</u> (1) 前回会議録の確認について ○座長：</p>	

はじめに、平成28年度第1回会議録の確認について、修正・変更などあるか。(意見なし)

○座長：前回の会議録については承認する。

(2) 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について

○座長：

続いて次の議題の、西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料1 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新

参考資料1 自己点検シート

参考資料2 福祉サービス第三者評価結果概要

参考資料3 指定更新事業所に関する図面等

以上の資料に基づき「グループホームのどか」及び「グループホーム花」の指定更新に関する説明を行った。あわせて地域密着型通所介護の指定更新1件について報告した。

○座長：

グループホームについては、承認事項の取扱いのため1件ずつ審査を行っていく。まず「グループホームのどか」について意見・質問等はあるか。

○座長：

餅つきをしているとのことだが、今年度も実施したのか。今年の12月から1月にかけてノロウイルスがかなり流行した。のどかではどのような対応をしたのか。

○事務局：

12月4日に地域の方と一緒にいる。感染性胃腸炎が流行り始めの時期だったので、しっかり予防対策を取ったうえで、ついたお餅を食べたと聞いている。

○座長：

衛生について市は何らかの指示を出しているのか。

○事務局：

11月の運営推進会議に出席したので、その中でインフルエンザや感染性胃腸炎が流行しているのでしっかり対策を取るようお願いしている。

○座長：

そのほかに何かあるか。

○委員：

参考資料2で第三者評価とあるが、第三者とは具体的にはどのような機関・人が行うのか。第三者というのは客観的な中立の担保がされなくてはならないと思うが、中立の担保はどう保たれるのか。

○事務局：

どこの評価機関が行ったという資料が、今、手元にはない。東京都福祉サービス評価推進機構で評価機関を認証しており、こちらで認証された機関が評価を行っている。

○委員：

東京都の福祉サービス評価推進機構とは、どのような機構なのか。

○事務局：

P9にあるように、評価推進機構自体は公益財団法人である東京都福祉保健財団で、介護サービス事業所の指定を委託したり、保健福祉情報の評価支援を行っている。内容についても「とうきょう福祉ナビゲーション」（通称：福ナビ）というホームページで公表しているので第三者評価として評価できる。

○座長：

評価機関は東京都の外郭団体なのか。

○委員：

保健福祉財団自体が事業所の評価をするのではなく、財団が事務局となって評価機関の認証や評価者として実施するための研修を行い、その条件を満たしたところが評価機関としてホームページの一覧表に載っている。

○委員：

第三者評価とは客観的に中立性を保つものだと思っていた。一般的に第三者評価は頼んだ人を評価するが、この制度は評価される側が評価者を選ぶということになっている。

○座長：

一般論にあてはまらないようである。他の委員からも意見を伺いたい。

○委員：

その懸念があることは認識している。第三者評価を行う事業者の中立性は、福祉保健財団が行う評価者養成研修を修了していることで担保しようとしているのだと思う。

○委員：

費用は誰が負担するのか。

○事務局：

費用については、事業所が一時的に負担するが、市からの補助もある。

○委員：

評価される側の事業所も払うということであり、この第三者評価は我々が参考評価として見るだけの位置づけということに理解した。

○座長：

そのほか何かあるか。

○委員：

グループホームのどこかについてどのような思いを持っているのか、実際に地域を熟知している地域包括支援センターの方の意見を伺いたい。

○座長：

地域包括支援センターの方、ご意見よろしいか。

○委員：

地域包括支援センターなどが行う「認知症SOSネットワーク模擬訓練」という認知症の方が行方不明になったときの模擬訓練がある。昨年から地域で実施しているが、まっ先に参加してくれたのがグループホームのどこかであった。地域貢献もしっかり行っており、地域に根ざした本当に温かなグループホームである。

○委員：

私どもの圏域でもう1か所、南町にグループホーム花・南町がある。今回も2か所のグループホームが協力して認知症SOSネットワーク模擬訓練に参加されて、包括での催し物にも利用者に来てもらっている。和気あいあい、お互い協力しあいながら、温かい関係を作っている。

○委員：

利用者の家族と同行してグループホームのどこかを見学したことがあるが、地域との交流が盛んに行われてとても雰囲気が良い。ADLを維持されるようなケアがされているので、空きがないというのも評価できる。

○座長：

ほかに質疑がないようでしたら、「グループホームのどこか」の指定更新については、承認ということでよいか。（異議なし）指定更新ということで承認する。

次に、「グループホーム花」について質疑・意見はあるか。

○委員：

2事業所についてお聞きしたい。実施検査での改善点を伺う。

○事務局：

グループホーム花については、サービスを提供するにあたっては計画に基づいて行わなければならないが、計画の作成の段階で時系列に不整合がありその点を是正するよう指導した。グループホームのどこかについては、個人情報取り扱いの同意を得ていないケースがあったので、この点について指導した。どちらも文書で改善状況報告書をいただき、改善が図られたと判断した。

○座長：

その他何かあるか。

○委員：

参考資料2の福祉サービス第三者評価の結果について、定員18人のうち回答があったのが6名と、少し回答率が低いと思う。

○事務局：

入居者が18名よりも少ないこともあるが、事業所では、12年間評価を実施しているなかで慣れ等によるもので回答が少なかったのではと分析している。

○座長：

回答数が少ないからもっと増やしてほしいという要望は出すのか。

○事務局：

運営推進会議でも話し合いがなされ、回答数が少ないので、次の実施時には改めて協力依頼をして、周知するという事になった。

○委員：

第三者評価結果のところ、P6に「利用者担当制のメリットを最大限に活かすことが期待されます」とあるが、グループホームでは定員9名で慣れたスタッフがケアすることになっていると思うが、担当者が2ユニットを行ったり来たりすることについて、花としてはどのようなメリットがあってそういったシフトにしているのか。

○事務局：

花の運営としては、2階の自立棟に比較的自立度の高い方が入居し、介護度が重くなると1階の介護棟になる。職員を同じフロアに固定すると、介護棟の職員の負担が増えてしまうため、フロアを固定していないと聞いている。一人の利用者に対して2人の担当がいるものの1階と2階で職員の入れ替えがあるので、ケアに当たっては十分注意するよう市の方でも伝えている。

○座長：

ほかに質疑がないようであれば、「グループホーム花」の指定更新につきましては、承認ということでよいか。（異議なし）指定更新ということで承認する。

(3) 西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○座長：

それでは次に(3)「西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料2 西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを説明。

定員18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）は、地域密着型通所介護として、平成28年4月1日に、東京都から西東京市に39事業所が移管されたが、市町村における地域密着型通所介護の指定基準の条例制定については、施行から1年間の経過措置が設けられている。

武蔵野市では地域包括支援センターの職員と市の職員のどちらも参加することを義務付ける代わりに回数を2回から1回に減らすなど独自の指定基準を設けるところもあるが、今回西東京市が改正する指定基準の内容としては、厚生労働省令の基準と同一のものとする旨の説明を行った。

○座長：

何か質疑・ご意見はあるか。

○委員：

いま、運営推進会議には市の職員又は地域包括支援センターの職員が出席することになっていて、武蔵野市とは違うということはよくわかった。市の職員も包括支援センターの人も誰も来なかった会議があったと民生委員の方から報告を受けた。地域の代表の方と事業所だけで事業所の宣伝のようだったと伺ったので、どちらか片方が出席できるように調整をしていく必要があると思う。

○事務局：

事業所と市の間での連絡の行き違い等があり、市の方で行けなかったところがひとつあった。今後そのようなことがないように徹底していきたい。

○委員：

事業所の方には、開催するにあたっての通知や注意事項のようなものは渡しているのか。

○事務局：

開催通知の様式や会議録の作成方法についてのほか、実施方法についてもまとめたものを送付している。

○委員：

西東京市は武蔵野市と違ってデイサービスの数が多いので市は大変だと思う。地域包括支援センターと市のどちらかが出席すればよいということなので、連携しながら自分の地区のデイサービスには目をかけていくよう協力したい。

○座長：

地域密着型サービスについて、西東京市独自基準が全くないのだが、将来的には、ある程度これが西東京市だというような言葉が入るのか。

○事務局：

今回の条例改正については、国の基準をそのまま使用した。独自性を出すには運用していく中で、課題問題点を整理して打ち出せるものがあればよいと思う。

○座長：

他になければ本年度の地域密着型サービス等運営委員会は本日で最終となる。本委員会の任期が1年のため団体推薦の委員の方は、団体の事情で交代となる場合もあると思うが、引き続き議論していく内容もあるので、可能であれば引き続き委員の方をお引き受けいただきたい。手続きの方は事務局の方で願います。

○座長：

それでは、他になければ最後の議題「その他」について、事務局から説明願う。

○事務局：

先日行われた「フレイル予防講演会」について席上に配布した資料について説明。

○事務局：

先ほど座長からも話があったように、本年度の委員会は本日が最終となる。。来年度については、個別に依頼させていただいている委員については引き続き継続をお願いすると、団体推薦については3月頃に各団体に依頼させていただくので、よろしく願いしたい。

○事務局：

来年度次回の地域密着型サービス等運営委員会は、4月又は5月ごろの開催を予定している。日時については、まだ詳細が決まったら早めに通知する。

○座長：

これで本日の委員会は閉会する。